

(地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第 3 次土佐町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

令和5年3月

高知県土佐町

目次

第1章	第3次計画策定の背景	1
1.	地球温暖化対策に関する動向	1
第2章	計画の基本的事項	2
1.	趣旨	2
2.	計画の位置付け	2
3.	基準年度・計画期間・目標年度	3
4.	対象範囲	3
5.	対象となる温室効果ガス	3
6.	温室効果ガス排出量算定方法	3
第3章	温室効果ガス排出状況及び削減目標	4
1.	基準年度の温室効果ガス排出量	4
2.	要因別の排出状況	4
3.	削減目標	5
第4章	具体的な取り組み	6
1.	取組の基本方針	6
2.	取組の項目	6
①	省エネルギーに関する取組	6
②	ごみの減量・資源化に関する取組	7
③	施設の新築・改修等に関する取組	7
第5章	計画の推進	8
1.	推進体制	8
2.	取組状況の点検・評価及び公表	8
3.	計画の見直し	8

第1章 第3次計画策定の背景

1. 地球温暖化対策に関する動向

2015年にフランスで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)では、京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力をもつ国際的合意文書である「パリ協定」が採択されました。このパリ協定では「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。また、2018年10月に開催された第48回「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」総会では「1.5℃特別報告書」が採択されました。この報告書では、地球温暖化を1.5℃に抑えることにより、多くの気候変動の影響を回避できること、また、1.5℃に抑えるためには、2050年頃までにCO₂(二酸化炭素)排出量を「実質ゼロ」とする必要があることが報告されています。

こうした動向と並行して、2015年9月に開催された国連総会において、「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げる「2030年アジェンダ」が採択されました。SDGsは17のゴール(目標)、169のターゲット(具体的な行動)で構成されており、「誰ひとり取り残されない」社会の実現に向けて、環境・経済・社会の統合的解決に取り組むことが掲げられています。SDGsゴール13には「気候変動に具体的な対策を」が、ゴール7には「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」と掲げられているように、SDGsの達成と、気候変動対策、地球温暖化への対処は密接に関係するものとされています。

これらの世界的動向を受けて、2020年、日本国政府は“2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする”カーボンニュートラル=脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。さらに翌2021年4月には、地球温暖化対策推進本部及び気候サミットにおいて、2050年カーボンニュートラルに向けて、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すとともに、50%削減の高みに向けて、挑戦を続ける」という、従来の目標を7割以上引き上げる野心的な目標を掲げています。高知県でも2022年3月に地球温暖化対策実行計画を改定するとともに、高知県脱炭素社会推進アクションプランを策定し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で47%削減するという、国を上回る目標を定めました。同時に、2050年度目標についても、CO₂実質排出ゼロを宣言し、カーボンニュートラルを目指すとしています。

土佐町では国際目標であるSDGsの推進に積極的に取り組んできました。2020年度には高知県初となるSDGs未来都市に選定されるとともに、SDGsの考え方を取り入れた第7次土佐町振興計画を策定し、「SDGsと住民幸福度に基づく“誰ひとり取り残されない”持続可能なまちづくり」に取り組んでいるところです。SDGsのゴール(目標)13は「気候変動に具体的な対策を」とされており、本町においても、この達成に向けてカーボンニュートラルの達成に向けた取組を進めていくことが必要となっています。このため、2021年6月に気候非常事態宣言を行うとともに、2023年度において“2050年温室効果ガス実質排出量ゼロ”を目指す「土佐町ゼロカーボンタウン宣言」を表明することとしています。

今後、これらの情勢を踏まえながら、町としても積極的に温暖化対策を推進していくことが求められています。

第2章 計画の基本的事項

1. 趣旨

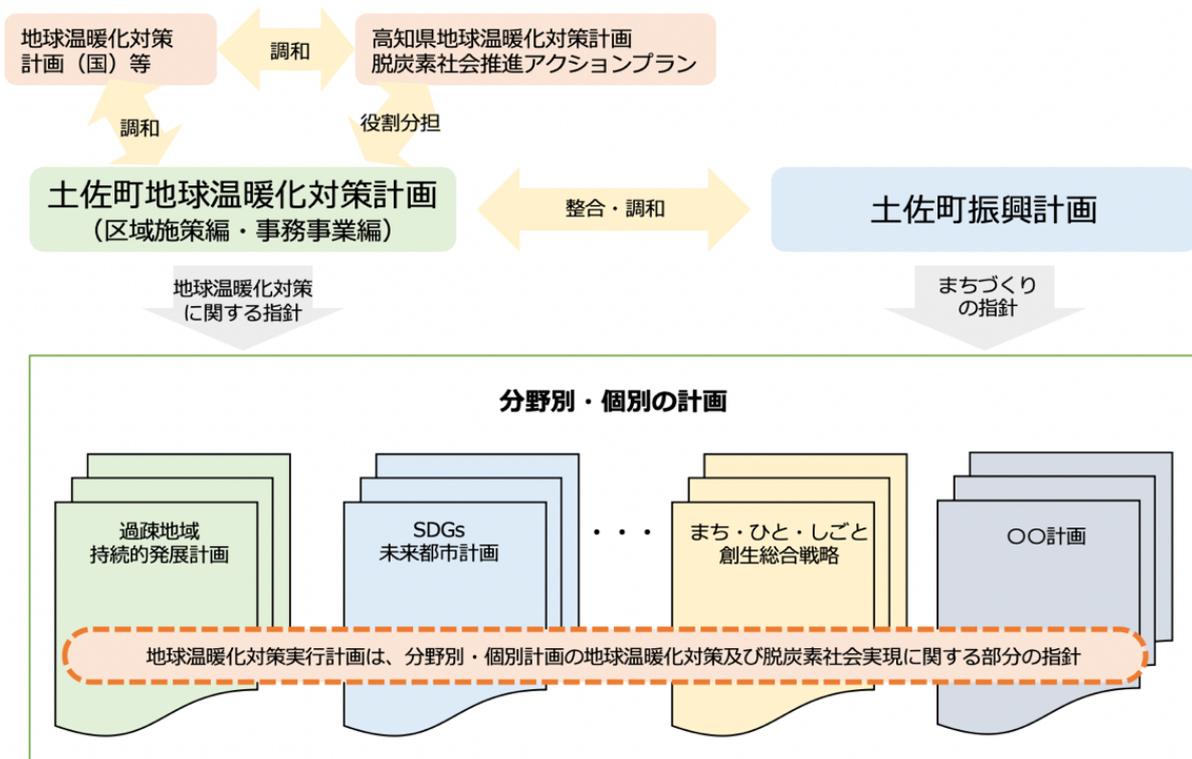
本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものです。

町では、2011年(平成23年)に「土佐町地球温暖化対策実行計画」を策定、2016年(平成28年)3月には第2期計画を策定し、町の事務事業に関し温室効果ガスの排出削減に努めてきました。計画期間の終了に伴い、2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までを計画期間とする第3次計画を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、土佐町の行政運営の指針であり、町の進むべき将来像及び基本的な考え方等を示した「第7次土佐町振興計画」に基づくとともに、「SDGs(持続可能な開発目標)と住民幸福度に基づく“誰ひとり取り残されない”持続可能なまちづくり」において、“地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会”を実現するために、町が、その事務事業において取り組む内容を具体的にまとめたものです。

国・県の地球温暖化対策実行計画との調和・整合を図りながら、関連計画である「土佐町地球温暖化対策計画(区域施策編)」(2023年3月改定)(土佐町における産業、業務・その他、家庭、運輸の各部門における温暖化対策の取組をまとめたもの)とともに、分野別・個別計画の地球温暖化対策に関する施策の指針として策定するものです。



3. 基準年度・計画期間・目標年度

計画の基準年度：2020 年度(令和2年度)

計画期間：2023 年度(令和5年度)～2027 年度(令和9年度)

目標年度：2027 年度(令和9年度)

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較するための基準となる年度のこと

4. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

(対象施設一覧)

施設名	施設名
土佐町役場本庁	土佐町保健福祉センター
土佐町役場田井支所	土佐町中央基幹集落センター
土佐町農村環境改善センター	土佐町中学校
土佐町小学校	みつば保育園
土佐町堆肥センター	

5. 対象となる温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO2)とします。

6. 温室効果ガス排出量算定方法

温室効果ガス排出量の算定に当たっては、環境省が発行した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」を用いて算定を行います。使用する算定式は下記の通りです。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{【活動量 ※】} \times \text{【排出係数 ※】}$$

※温室効果ガス排出量は、エネルギー消費量(活動量)と、それぞれの燃料別に定められた温室効果ガス排出係数を乗じて算出するため、その年間変動量により影響を受けます。

第3章 温室効果ガス排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

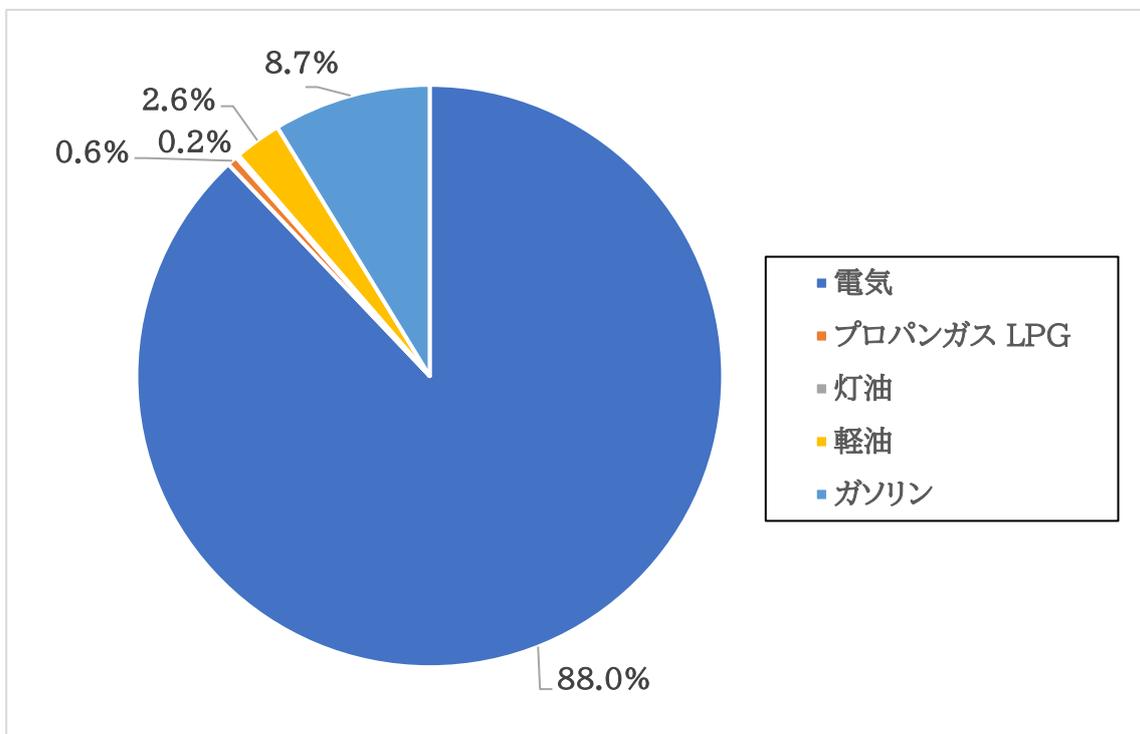
土佐町の事務・事業における基準年度(2020 年度)の温室効果ガス(CO₂)総排出量は、329,640kg-CO₂です。

区分	排出量(kg-CO ₂)
二酸化炭素(CO ₂)	329,640kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

2020 年度(令和2年度)の排出源別の活動量と温室効果ガス排出量の内訳(kg-CO₂)は下表の通りです。

排出源	①活動量	②排出係数	排出量(kg-CO ₂) ①×②	
燃料	ガソリン(L)	12,347	2.32	28,645
	灯油(L)	240	2.49	598
	軽油(L)	3,314	2.59	8,583
	LP ガス(kg)	618	3.00	1,854
電気使用量(kwh)	509,596	0.596	289,960	
			329,640	



3. 削減目標

土佐町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、2027 年度における町全体の CO2 排出量を 2019 年度(令和元年度)から 20%削減することを目標としています。

本計画の目標値も、土佐町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の目標に準拠こととし、2020 年度(令和2年度)の温室効果ガス総排出量を基準として、目標年度である 2027 年度(令和9年度)の総排出量を 20%削減することを目標とします。

区分	基準年度排出量 (令和2年度)	削減目標	目標年度排出量 (令和9年度)
二酸化炭素(CO2)	329,640kg-CO2	20%	263,712 kg-CO2

第4章 具体的な取り組み

1. 取組の基本方針

土佐町では、本計画の目標を達成するために、各所属の事務・事業の内容の特性や状況を勘案しながら、温室効果ガスの排出削減に向けて、下記の取組を実施していきます。

2. 取組の項目

① 省エネルギーに関する取組

a) 電気使用量の削減

- ・ 始業前・昼休み・終業後は、業務に支障のない範囲で消灯を行う。
- ・ 効果的、計画的な事務処理に努め、夜間残業の削減を図り、照明の点灯時間を削減する。
- ・ 廊下等の共有部分や、トイレ、食堂等に利用者がいない場合、消灯を行う。
- ・ 退庁次に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。

b) OA 機器の適正使用

- ・ OA 機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・ パソコンやコピー機は省電力モードを有効に活用する。

c) 空調の適正管理

- ・ 冷暖房温度は、基本的に冷房時 28℃、暖房時 20℃に設定し、空調管理を徹底する。
- ・ 冷暖房効率を上げるために、ブラインド等を積極的に活用する。
- ・ 会議室等、断続的に使用する部屋の冷暖房機器は、使用後に確実に運転を停止する。
- ・ 施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

d) 公用車の使用・管理

- ・ 無駄なアイドリングは控えるとともに、急発進・急加速を行わないエコドライブを実施する。
- ・ カーエアコンについては適切な温度管理を行う。
- ・ 公用車の相乗り等外出用務の効率化や、合理的な走行ルートを選択を行い、燃料を削減する。
- ・ 車両を適正に整備・管理するとともに、排気ガスの削減等に努める。
- ・ 通勤時には積極的に公共交通機関等を利用する。
- ・ 近距離の移動については、可能な限り徒歩や自転車の使用に努める。

e) 環境に配慮した物品購入の推進(グリーン購入)

- ・ 環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品の購入に努めるとともに、物品の使用合理化や運用改善による購入量の縮減に取り組む。
- ・ 事務用品は詰め替えやリサイクル可能な消耗品を優先して購入する。
- ・ 電気製品等の新規購入やリースの際は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを優先的に選定する。

f) 節水の推進

- ・ 日常的に節水に心がける。
- ・ 自動水栓、節水コマ等の節水型機器の導入に努める。

g) 用紙使用量の削減

- ・ 両面印刷、両面コピー、裏面利用等を徹底し、用紙の使用を削減する。
- ・ コピーや印刷の部数を把握し、必要最小限のコピーや印刷に努める。
- ・ リサイクル用紙の購入に努める。
- ・ 庁内の連絡はグループウェアを活用し、ペーパーレス化を推進する。

h) その他

- ・ クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・ 職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ ノーマイカーデー等、環境保全を奨励する日や期間を設ける。
- ・ 職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

② ごみの減量・資源化に関する取組

- ・ 廃棄物の分別回収を徹底し、庁内ゴミの3R(リデュース、リユース、リサイクル)に積極的に取り組む。
- ・ 使い捨て容器の購入はできるだけ控える。
- ・ イベント等で排出されるゴミの減量・資源化に努める。
- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・ 町有財産の定期点検・整備・修繕等により長期使用に努める。
- ・ 町全体への啓発に取り組み、ゴミの資源化に対する自主的な行動を促進するとともに、分別等の徹底によりゴミの資源化を推進する。
- ・ 町の行う公共事業による建設廃棄物の適正処理を徹底する。

③ 施設の新築・改修等に関する取組

- ・ 施設の新築や改修の際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した断熱等の性能を考慮した設計・整備(ネットゼロエネルギービルディング(ZEB)等)、高効率設備の導入を推進する。
- ・ LED 照明等の高効率照明への更新を順次実施する。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラス(ペアガラス、トリプルガラス、樹脂サッシ等)を導入する。
- ・ 太陽光発電や木質バイオマスエネルギー利用等、再生可能エネルギーの導入を推進する。
- ・ 公用車は、EV(電気自動車)、PHV(プラグインハイブリッド車)、低燃費車や小型車等への更新及び導入を推進する。また、それらへの給電設備についても、再生可能エネルギーの導入を進める。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

本計画を推進し、本町が行う全ての事務・事業において温室効果ガス排出量削減目標を達成するため、「土佐町地球温暖化対策推進本部(以下、「推進本部」という。)」並びに「土佐町地球温暖化対策推進担当者(以下、「推進担当者」という。）」、「土佐町地球温暖化対策推進事務局(以下、「事務局」という。)」を置きます。

(1) 推進本部

土佐町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他管理職等の構成員を持って組織する。

(2) 推進担当者

土佐町役場各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。推進担当者は計画の推進及び進捗状況を把握しながら、事務局と連携して計画の推進に取り組む。

(3) 事務局

事務局を企画推進課 SDGs 推進室に置く。計画全体の推進及び進捗状況を把握するとともに、計画の総合的な進行管理を行う。

2. 取組状況の点検・評価及び公表

事務局は、推進担当者を通じて定期的に各課及び出先機関における温室効果ガス排出削減の進捗状況を把握し、推進本部に報告を行います。推進本部は年1回開催し、報告内容を踏まえて、本町の事務・事業における温室効果ガス排出削減の状況の点検及び評価を行います。

また、上記の推進体制において、排出状況の実態把握に加えて、本計画における温室効果ガス削減目標について、その進捗状況を確認するとともに、翌年度以降において実施する更に効果的な取組や施策について検討を行います。

計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量は、本町のまちづくりの最上位計画である「土佐町第7次振興計画」の進捗評価指標(土佐町版 SDGs)の指標等として位置付けるとともに、町広報紙や町の公式ホームページで公表します。

3. 計画の見直し

本計画の関連計画である「土佐町温暖化対策実行計画(区域施策編)」では、令和5年度から令和7年度を計画の重点見直し期間として設定し、取組の効果把握等の仕組みづくりに取り組むとともに、取組の状況を踏まえ、施策や取組を積極的に追加及び変更していくこととしています。

本計画においても、これに準じることとし、土佐町温暖化対策実行計画(区域施策編)の見直し状況や社会情勢の動向、計画の進捗状況等を踏まえ、本計画の見直しを行なっていくこととします。

第3次土佐町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

編集・発行 高知県土佐町企画推進課
〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居 194
電話 0887-82-0480 FAX 0887-82-2681

令和5年3月
